

NYSE取引所契約書

当社CFD取引ソフトウェアは、取引所から直接のリアルタイム価格をその特徴とします。当社は、貴者に、これら価格データを提供し、貴者のためにこれら価格に係る費用を取引所に支払います。但し、当社がかかる価格を貴者に提供する前に、添付のエンドユーザー契約書に貴者の署名を得ることが取引所自身からの条件とされています。

NYSE：マーケットデータ表示サービス契約書 (ノンプロフェッショナル利用者用)

当社（「**ベンダー**」）は、本契約に規定する条項に従って、貴者に対して「**マーケットデータ**」を提供することを合意する。以下に記載のスペースにて本契約に署名することで、貴者（「**利用者**」）は、当該条項を遵守することを合意する。第1項は、一般的に適用がある条項を規定し、第2項は、利用者が本契約に従って利用可能とされるマーケットデータをノンプロフェッショナル利用者として受領し、利用する限度において適用される。

第1項：一般的に適用がある条項

1. マーケットデータの定義

本契約の全ての目的において、「マーケットデータ」とは、(a) 全米証券取引所に上場する有価証券に関する最終売却情報及び価格情報、(b) 米国登録全米証券取引所、全米証券取引所及び全米証券業協会（それぞれを「**公認SRO**」）が利用可能とし、また、ニューヨーク証券取引所（「**NYSE**」）又はアメリカン証券取引所（「**AMEX**」）が随時「**マーケットデータ**」として指定する債券その他の株式の最終売却及び価格情報並びに指数その他のマーケット情報と、(c) 当該いずれかの情報から由来する全ての情報を意味する。

2. データの財産的価値

利用者は、各公認SRO及びその他データ配信者が自ら又は自身の市場から発生するか、それから由来するマーケットデータにつき所有権を有することを理解し、了承する。

3. 執行

利用者は、(a) 公認SROが本契約において第三者受益者であることと、(b) 公認SRO及びその授權代表者が、法的手続き等により、本契約において企図される以外に本契約に基づき利用可能とされるマーケットデータを取得する利用者その他一切の者に対して、本契約を執行することができることを理解し、了承する。利用者は、いずれかの公認SROが本契約を利用者に対して執行する際に負担する合理的な弁護士報酬を支払う。

4. データにつき保証の不存在

利用者は、公認SRO、公認SROの施設を通じて情報を利用可能とするその他の組織（「**その他データ配信者**」）及びいずれかの公認SRO又はその他データ配信者がマーケットデータを利用可能とすることを支援する情報提供者（まとめて「**配信者**」）のいずれもが、マーケットデータその他いずれかの配信者が配信するマーケット情報又はメッセージの適時性、連続性、正確性又は完全性につき保証しないことを理解する。利用者及びその他いずれの者も、いずれかの配信者の何らかの過失若しくは不作為、「**不可抗力**」（洪水、異常天候、地震その他の自然災害、火災、戦争、反乱、暴動、労働争議、事故、政府の行為、通信又は電力遮断、機器又はソフトウェア故障等）やその他いずれかの配信者の合理的な支配を超える何らかの原因を理由として、(a) (i) 当該いずれかのデータ、情報若しくはメッセージ又は(ii) 当該いずれかのデータ、情報若しくはメッセージの配信又は送信の一切の不正確性、過誤若しくは遅延又は欠落につき、あるいは、(b) (i) 当該一切の不正確性、過誤、遅延若しくは欠落、(ii) 不履行又は(iii) 当該いずれかのデータ、情報若しくはメッセージの遮断に起因するか、それから発生する一切の損失又は損害につき、いかなる点においても、いずれの配信者についてもその責を問わない。

5. 利用許諾

利用者は、その他いかなる者又は組織に対してもマーケットデータを提供せず、第10項に従うことを条件として、その事業における個人利用のためだけにマーケットデータを利用する。

6. 配信停止又は変更

利用者は、任意の時点で、公認SROがいかなる種類のマーケットデータについても配信を停止し、一切の配信方法を変更又は撤廃し、配信速度その他信号特性を変更することができることを理解し、了承する。公認SROは、それから発生する何らの債務、損失又は損害についても責任を負わない。

7. 期間；存続条項

本契約は、利用者が本契約において企図されるマーケットデータを受領する能力を有する限り、引き続き効力を有する。加えて、ベンダーは、公認SRO等の指示による可否かを問わず、本契約を解除することができる。第2項、第3項、第4項及び第8項の最初の2文は、本契約の終了後も存続する。

8. 一般条項

本契約は、ニューヨーク州法を準拠法とし、当該法に従って解釈される。本契約は、1934年証券取引法、当該法に基づき公布された規則及び当該法に基づき締結された共同プラン（Joint Industry Plan）の対象となる。本文書は、その主題に関して当事者間における完全な合意を含む。利用者は、本契約の全部又は一部につきその他いかなる者に対しても譲渡することができない。以下において本契約を締結する者は、当該者が法的な契約締結能力を有することを表明・保証し、当該者が団体、組合その他組織のために本契約を締結する場合、当該者が当該組織を拘束する現実の権限を有することを表明・保証する。

第2項：ノンプロフェッショナル利用者

9. ノンプロフェッショナル利用者の定義

(a) 証券取引委員会（「SEC」）、先物商品取引委員会、一切の州証券当局、一切の証券取引所若しくは証券業協会又は一切の商品・先物契約市場若しくは取引協会に登録されておらず、また、その資格を有さず、

(b) 1940年投資顧問業法第201条に定義された「投資顧問業者」として業務を営まず（当該法に基づき登録されたか、資格を有するか否かを問わない）、かつ、

(c) 連邦・州証券法に基づく登録が免除されていない者によって営まれた場合に登録又は資格が必要となる業務を営むための連邦・州証券法に基づく登録が免除された銀行その他の組織により雇用されていない者を意味する。

利用者がノンプロフェッショナル利用者の場合、当該者は、その者の私的利用かつ非営利利用のためだけにマーケットデータを受領する。

ノンプロフェッショナル利用者としての資格を満たすための前提条件として、利用者は、以下の情報を提供する。

利用者は、ノンプロフェッショナル利用者としての資格を失わせる状況の変更があった場合、当該変更につき速やかに書面でバンダーに通知する。

本契約を締結することで、利用者は、第9項のノンプロフェッショナル利用者の定義を満たすこと及び第11項に記載した個人及び従業員情報が真実かつ正確であることをここに証明する。

上記の証として、当事者は冒頭記載の日付において本契約を締結する。

ベンダー	
署名:	
名称:	
役職:	
日付:	